

スマートF利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社ネクスタ（以下「当社」といいます。）の提供する本サービス（第2条に定義）のご利用にあたり、利用者の皆様に遵守していただくかなければならない事項及び当社と利用者の皆様との間の権利義務関係が定められております。本サービスをご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願いいたします。

第1条 適用

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社と登録事業者（第2条に定義）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、登録事業者と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が当社ウェブサイト（第2条に定義）上で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

第2条 定義

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
- (2) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「nexta-fa.co.jp」である当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
- (3) 「登録希望者」とは、第3条において定義された「登録希望者」を意味します。
- (4) 「登録事業者」とは、第3条に基づき本サービスの利用者としての登録がなされた法人を意味します。
- (5) 「登録情報」とは、第3条において定義された「登録情報」を意味します。
- (6) 「本コンサルティングサービス」とは、第5条において定義された「本コンサルティングサービス」を意味します。
- (7) 「本サービス」とは、当社が提供する「スマートF」という名称の製造業の業務管理を支援するクラウドサービス（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。
- (8) 「本ライセンス数」とは、当社が登録事業者に対して本サービスのインストールをすることを許諾する対象となる、登録事業者が保有する端末の台数を意味します。
- (9) 「利用契約」とは、第3条第4項に定義される「利用契約」を意味します。
- (10) 「外部サービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用する第三者が提供するサービス又は登録事業者が本サービスと連携することを希望する第三者が提供するサービスを意味します。

第3条 登録

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の指定する内容及び様式の本サービスの利用に関する申込書（電磁的記録による申込みも含むものとします。以下「本申込書」といいます。）に必要事項を記入し、当社の指定する方法で本申込書を提出することで、当社に対し、本規約の諸規定に従った本サービスの利用の登録を申請することができます。なお、登録希望者は、かかる申込みの際、本申込書の作成に必要な事項のほか、当社の指定する情報（本申込書記載の情報と併せて以下「登録情報」といいます。）を当社に提供するものとします。
2. 登録の申請は必ず本サービスを利用する法人自身が行わなければならない、原則として代理人による登録申請は認められません。また、登録希望者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。
3. 当社は、第1項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。
 - (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合
 - (4) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢

力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合

(5) その他、当社が登録を適当でないと合理的に判断した場合

4. 当社は、前項その他当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知します。かかる通知により登録希望者の登録事業者としての登録は完了し、本規約の諸規定に従った本サービスの利用に係る契約（以下「利用契約」といいます。）が登録事業者と当社間に成立します。なお、登録事業者が、当社に対して、本サービスの利用に関して希望する条件（利用期間、利用する本サービスに係る当社所定のプラン、本ライセンス数、利用する本サービスの機能、オプションその他の条件を含みます。）を記載した発注書その他の発注に関する書面（電磁的方法を含みます。）を提出し、当社が書面（電磁的方法を含みます。）により当該発注に承諾した場合は、当社が承諾した本サービスの利用に関する条件は、利用契約の一部を構成するものとします。
5. 登録事業者は、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社の定める方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。
6. 登録事業者は、当社所定の方法で別途当社と合意することにより、利用契約の内容の変更（本サービスに係る当社所定のプラン、本ライセンス数、利用する本サービスの機能、オプションその他の条件の変更を含みます。）をすることができるものとします。

第4条 本サービスの利用

登録事業者は、利用契約の有効期間中、本規約及び利用契約の定めに従って、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。

第5条 コンサルティングサービス

1. 登録事業者は、別途当社との間で合意した場合は、当該合意した条件に従って、本サービスの一部として、本サービスに関する当社所定の内容のコンサルティングサービス（以下「本コンサルティングサービス」といいます。）の提供を当社から受けることができるものとします。
2. 当社は、利用契約において自らが負う義務と同等の義務を遵守させ、当社の責に帰すべき事由により再委託先が利用契約上の義務を履行しなかった場合、当社は登録事業者に対して直接の責任を負うことを条件として、自己の裁量に基づき本コンサルティングサービスの全部又は一部を他の第三者に再委託することができるものとします。
3. 登録事業者は、当社から本コンサルティングサービスの実施に必要な情報、資料、作業指示等の提示に関して要請があった場合、速やかにこれに応じるものとします。また、登録事業者は、本コンサルティングサービスの実施のために必要なものとして当社から設備、システム等の貸与の要請があった場合には、これに応じて無償で当該設備、システム等を貸与するものとします。
4. 登録事業者が前項に定める義務を怠ったことにより生じた本コンサルティングサービスの遅延等について、当社は責任を負わないものとします。
5. 本コンサルティングサービスの遂行過程で生じる知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）は、利用契約において別段の合意をしない限り、当社に帰属するものとします。但し、登録事業者が本コンサルティングサービスを受ける前から保有していた知的財産権は登録事業者に留保されるものとします。

第6条 保守サポート及び修補責任

1. 登録事業者は、利用契約の有効期間中、本サービスに関する設定若しくは操作の方法、又は本サービスに係るシステムの不具合若しくは本サービスを利用する動作環境の変化によるバグの発生その他の当社が受け付けることを認める事項について、当社に対して、当社所定の方法により問い合わせを行うことができるものとし、当社は当該問い合わせについて誠実に対応するものとします。但し、当社は、当社所定の営業時間外において、当該問い合わせに対応する義務を負わないものとします。また、当社は、本規約又は利用契約において別段の定めがある場合を除き、本項に定める問い合わせへの対応以外の本サービスの保守に係るサポート等（本サービスを利用するための機器の設定、ネットワーク接続等のセットアップ、機器の設置、登録事業者の事業所その他の場所での作業、本サービスのソースコードの変更等の本サービスのカスタマイズ等を含みますがこれらに限られません。）を行う義務を負わないものとします。
2. 当社は、利用契約の有効期間中、本サービスの不具合により、本サービスが当社所定の動作環境において正常に動作しなかった場合で、登録事業者が本サービスの利用開始から1年を経過するまでの間に、当社に対して当該不具合の修補を本条の定めに従い請求した場合、当該不具合について当社が適当と認める方法で修補するものとします。但し、登録事業者が本サービスを変更若しくは改変した場合又は本規約若しくは利用契約に違反して本サービスを利用した場合、当社は本項に定める修補責任を負わないものとします。
3. 登録事業者は、当社に対して第2項に定める本サービスの修補を求める場合、当社に対し書面又は電子メールにより、本サービスの不具合の内容及びそれが起こる状況その他の当社が求める事項について、合理的に具体的な情報を提供するものとします。登録事業者が本サービスの不具合を再現又は証明できない場合、当社は第2項に定める修補責任を負わないものとします。
4. 登録事業者は、当社に対して第2項に定める本サービスの修補を求める場合、当社の要請に応じて、当社が当該修補を行うために必要な協力（不具合が現れたときに使用されていた関連するプログラムの複製の提供、登録事業者のシステム上でのテスト

ト、当社によって提供される修正版の本サービスを登録事業者の端末にインストールすること等を含みます。)を行うものとします。登録事業者が本項に定める協力を怠ったことにより生じた当社による本サービスの修補の遅延、不履行等について、当社は責任を負わないものとします。

5. 本条は、本サービスの不具合、バグ、欠陥、瑕疵又は利用契約との不適合等に関する全ての責任を規定したものであり、当社は、本規約又は利用契約において別段の定めがある場合を除き、本条に定めるほか、本サービスに関して一切の責任を負わないものとします。

第7条 設備の負担等

1. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、タブレット及びソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境並びに当社所定の本サービスの動作環境等の準備及び維持は、当社が別途無償又は有償で提供するものを除き、登録事業者の費用と責任において行うものとします。
2. 登録事業者は自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウイルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
3. 当社は、利用契約終了後、いつでも本サービスにおける登録事業者に関する一切の情報を削除することができるものとし、当該情報の保存義務を負わないものとします。
4. 登録事業者は、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、当社ウェブサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を登録事業者のコンピューター等にインストールする場合には、登録事業者が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとします。

第8条 機器等の貸与

1. 登録事業者と当社が利用契約により別途合意したときは、当社は、登録事業者に対し、バーコードスキャナ、ラベルプリンタ等の機器その他の当社所定のもの（以下総称して「貸与物件等」といいます。）を、当社所定の条件で登録事業者に貸与又は使用許諾するものとします。
2. 登録事業者は、貸与物件等について下記事項を遵守するものとします。
 - (1) 善良なる管理者の注意を持って取り扱うこと。
 - (2) 本サービスの利用の目的以外に使用しないこと。
 - (3) 当社の書面による事前の承諾なくして、当社が認める登録事業者の事業所以外の場所に持ち出さないこと。
 - (4) 当社の書面による事前の承諾なくして、方法のいかに拘らず、複製、改変又は機器の分解等、本サービスを利用するための通常の用法を超える態様での使用を行わないこと。
 - (5) 当社の書面による事前の承諾なくして、第三者に開示、譲渡、貸与又は使用許諾しないこと。
3. 登録事業者は、次の各号に該当する場合、当社の指示に従い、速やかに貸与物件等を当社に返却するか又は貸与物件等の使用を中止するものとします。
 - (1) 利用契約が終了したとき。
 - (2) 貸与期間が経過したとき。
 - (3) 当社が返却又は使用中止を要求したとき。
4. 登録事業者は、当社から貸与物件等を受領したときは、自らの責任で貸与物件等の欠陥その他の不具合の有無を検査するものとします。貸与物件等に欠陥その他の不具合が発見された場合、登録事業者は、当社に対してその旨を通知するものとし、当社は、当該通知に合理的な理由があるものと認めた場合は、貸与物件等の代替品の貸与、貸与物件等の修補その他の当社が適当と認める対応をするものとします。
5. 前項の定めは、貸与物件等の不具合、バグ、欠陥、瑕疵又は利用契約との不適合等に関する全ての責任を規定したものであり、当社は、本規約又は利用契約において別段の定めがある場合を除き、本条に定めるほか、貸与物件等に関して一切の責任を負わないものとします。
6. 登録事業者は、貸与物件等について、毀損、破損、汚損又は紛失その他の貸与物件等に関する何らかの損失を生じさせた場合は、当社の請求に従って、当社が指示する代替品の購入、当社に生じた損害の賠償その他の当該損失を補填するための必要な措置を講じるものとします。

第9条 料金及び支払方法

1. 登録事業者は、本サービス利用の対価として、利用契約において合意する当社所定の本サービスのプラン、利用する本サービスの機能及びオプション（当社がオプションとして提供する本サービスの機能及び本サービスの導入に係る支援を含みます。）、本ライセンス数並びに貸与物件等その他の事項に応じて、当社が別途登録事業者に開示する当社所定の料金表又は見積書等に定める利用料金（初期費用及び月額使用料その他の料金を含みます。以下同じ。）を負担するものとします。なお、利用契約の契約期間に応じて発生する利用料金については、登録事業者が本サービスを実際に利用しなかった場合でも、当社が書面又は電磁的方法により別途利用料金の支払を免除した場合を除き、当該利用料金は発生するものとします。

2. 登録事業者は、利用料金を、当社が登録事業者に対して送付する請求書に定める支払期日までに、当社の指定する方法で当社に支払うものとします。振込手数料その他支払に必要な費用は登録事業者の負担とします。
3. 月額料金又は年額料金などの一定の期間に応じて発生する利用料金について、当該期間の途中で利用契約が開始又は終了した場合であっても、利用料金の日割計算又は月割計算等を行わないものとし、当該期間中の利用料金全額について、登録事業者は当社に対する支払義務を負うものとします。また、当社は、登録事業者から受領済みの利用料金について、いかなる理由があっても登録事業者に返金する義務を負わないものとします。
4. 登録事業者が本契約に定める対価の支払を遅滞した場合、登録事業者は年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第10条 アカウント情報の管理

1. 登録事業者は、自己の責任において、本サービスにかかるユーザーID及びパスワード（以下「アカウント情報」といいます。）を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は登録事業者が負うものとし、当社は当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 登録事業者は、アカウント情報が盗まれ、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第11条 禁止行為

1. 登録事業者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - (1) 当社、又は他の登録事業者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
 - (2) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - (3) 法令又は当社若しくは登録事業者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - (4) コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - (5) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
 - (6) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのあると合理的に認められる行為
 - (7) 本サービスと競合するサービスの提供をする目的その他の当社又は第三者に直接又は間接に損害を及ぼすおそれのある目的で本サービスを使用する行為
 - (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (9) 当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限定されません。）
 - (10) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為
2. 当社は、本サービスにおける登録事業者による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が合理的に判断した場合には、登録事業者に事前に通知することなく、当該情報の全部又は一部について削除、送信停止その他の措置をとることができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき登録事業者に生じた損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

第12条 本サービスの停止等

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、登録事業者に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) 外部サービスに、トラブル、サービス提供の中断又は停止、本サービスとの連携の停止、仕様変更等が生じた場合
 - (5) 本サービスで利用するサーバーが停止した場合
 - (6) その他、当社が停止又は中断を合理的に必要と判断した場合
2. 当社は、当社の判断により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社は登録事業者に90日以上事前に通知するものとします。

3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき登録事業者が生じた損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

第13条 権利帰属

1. 当社ウェブサイト、本サービス及び貸与物件等に関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、本規約において明示されているものを除き、当社ウェブサイト、本サービス及び貸与物件等に関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。
2. 当社は、当社又は本サービスの広告又は宣伝をする目的等（当社の資金調達、第三者との業務提携、第三者による当社の買収に係る交渉、株式公開等をする目的を含みます。）で、当社ウェブサイト及び当社の営業資料その他の資料等において、登録事業者が本サービスを利用し又は利用していたことを、無償で開示又は公表できるものとし、また、当該開示又は公表に伴い、登録事業者の商号及び登録事業者が提供するサービス又は商品のロゴを登録事業者の書面又は電磁的方法による指示に従った方法で使用するものとします。
3. 当社は、登録事業者の要望を踏まえて、当社ウェブサイト及び本サービスをアップデートする場合（登録事業者から当該アップデートの対価を受領する場合を含みます。）がありますが、別途当社と登録事業者が書面又は電磁的方法により別段の合意をする場合を除き、当該アップデートは、当該登録事業者の要望を満たす内容で本サービスの個別のカスタマイズを行うものではなく、当社が本サービスの汎用的な機能の追加又は改善等をするために行うものであり、当該アップデートに関連して生じる知的財産権は当社に帰属するものとします。

第14条 登録取消等

1. 当社は、登録事業者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該登録事業者について本サービスの利用を一時的に停止し、又は登録事業者としての登録を取り消すことができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 当社、他の登録事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (6) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
 - (7) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (8) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (9) 第3条第3項各号に該当する場合
 - (10) 登録事業者が当社との信頼関係を破壊するような行為を行ったと当社が合理的に判断した場合
 - (11) その他、当社が登録事業者としての登録の継続を適当でないと合理的に判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、登録事業者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 登録事業者は、1ヵ月前までに当社所定の方法で当社に通知することにより、登録事業者の登録を取り消すことができます。
4. 本サービスの提供に関して当社に重大な過失がある場合又は当社が登録事業者との信頼関係を破壊するような行為を行った場合、登録事業者は、当社所定の方法で当社に通知することにより、直ちに登録事業者の登録を取り消すことができます。
5. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により登録事業者が生じた損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
6. 本条に基づき登録事業者の登録が取り消された場合、登録事業者は、当社の指示に基づき、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

第15条 登録事業者データ等の取扱い

1. 登録事業者が本サービスを通じて入力、送信、アップロードしたデータ、情報、ファイル、その他一切のコンテンツ（以下「登録事業者データ」といいます。）に関する所有権その他一切の権利は、登録事業者に帰属するものとします。
2. 当社は、登録事業者データの保管、管理、及び本サービスの提供、運営、維持、改善に必要な範囲でのみ登録事業者データを利用することができるものとします。

3. 当社は、次の各号に定める場合を除き、登録事業者の事前の書面による承諾を得ることなく、登録事業者データを閲覧、変更、複製、又は第三者に開示、提供、漏洩しないものとします。
- (1) 法令に基づき開示が義務付けられる場合
 - (2) 裁判所の命令又は政府機関の要求若しくは要請に基づき開示が必要となる場合
 - (3) 登録事業者の同意を得て、登録事業者のサポート（本サービスの利用方法に関する問い合わせ対応、不具合の調査・修補、設定支援等を含みますが、これらに限りません。）を行うために必要な範囲で閲覧、変更する場合。この場合、当社は、必要最小限の範囲でのみ閲覧、変更を行い、その旨を登録事業者に通知するものとします。
 - (4) 本サービスの機能改善、新機能の開発、システム障害の予防及び復旧等、本サービスの安定的な提供及び品質向上に必要な範囲で、登録事業者データから特定の個人又は法人を識別できない形式に加工した統計情報、分析結果等を作成し、利用又は第三者に開示する場合。
 - (5) 緊急かつやむを得ない事由により、登録事業者データへのアクセス又は変更が必要であると当社が合理的に判断した場合。但し、この場合、当社は、当該アクセス又は変更を必要最小限の範囲に限定し、事後速やかにその内容及び理由を登録事業者に通知するものとします。
 - (6) その他、本規約または利用契約に基づき登録事業者データの閲覧、変更等が許容される場合。

第16条 保証の否認及び免責

1. 当社は、本サービスの利用による登録事業者の売上の向上その他の事項につき如何なる保証も行うものではありません。本サービスは現状有姿で提供されるものであり、当社は本サービスについて、特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、一切保証をいたしません。
2. 登録事業者が当社から直接又は間接に、本サービス、当社ウェブサイト、本サービスの他の登録事業者その他の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、当社は登録事業者に対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行わないものとします。
3. 本サービスは、外部サービスと連携することがありますが、かかる連携を保証するものではなく、外部サービスとの連携の支障等について、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負いません。また、当社は、本サービスが、登録事業者が本サービスを導入することを決定した機械、機器その他の装置において正常に稼働すること及び当社が認めていないプログラムとの組み合わせにおいて正常に稼働することについて、一切保証いたしません。
4. 登録事業者は、本サービスを利用することが、登録事業者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、登録事業者による本サービスの利用が、登録事業者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
5. 本サービス又は当社ウェブサイトに関連して登録事業者と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、登録事業者の責任において処理及び解決するものとし、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社はかかる事項について一切責任を負いません。
6. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、登録事業者の情報の削除又は消失、登録事業者の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して登録事業者が被った損害につき、当社の故意又は重過失による場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。
7. 当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
8. 当社は、当社の合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング、コンピューター・ウイルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局若しくは地方自治体による介入、指示若しくは要請、又は内外法令の制定若しくは改廃を含みますがこれらに限定されません。）により利用契約上の義務を履行できない場合、その状態が継続する期間中登録事業者に対し債務不履行責任を負わないものとします。
9. 強行法規の適用その他何らかの理由により、当社が登録事業者に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、間接損害等は含まないものとし、また、損害の事由が生じた時点から遡って過去1年の期間に登録事業者から現実受領した本サービスの対価の総額を上限とします。

第17条 登録事業者の賠償等の責任

1. 登録事業者は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
2. 登録事業者が、本サービスの利用に関連して第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、当社の責に帰すべき事由によるものを除き、登録事業者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。

3. 登録事業者による本サービスの利用に関連して、当社が、第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、当社の責に帰すべき事由によるものを除き、登録事業者は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

第18条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、当社又は登録事業者が、相手方より書面、口頭又は記録媒体等により提供又は開示された相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報（利用契約の成立前に当社が提供した営業資料、システム資料、マニュアルその他の本サービスに関する資料及び本サービスに関するデモンストレーションのデータその他の情報を含みますがこれらに限られません。）を意味します。但し、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、秘密情報から除外するものとします。
 - (1) 相手方から提供又は開示がなされたときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
 - (2) 相手方から提供又は開示を受けた後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
2. 登録事業者は、当社の秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者（当社の事業と同一又は類似の事業を営む第三者を含みますがこれに限られません。）に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。但し、登録事業者は、当社の承諾なしに、本サービスの利用のために必要最小限の範囲で、登録事業者の関係会社（以下「開示先」という）に対して秘密情報を開示し、開示先をして使用させることができます。但し、この場合登録事業者は、開示先をして利用契約において自らが負う義務と同等の義務を遵守させるものとし、当該義務の履行につき当社に対して一切の責を負うものとします。利用契約における「関係会社」とは、(i) 登録事業者に支配される、(ii) 登録事業者を支配する、又は(iii) 登録事業者と共通の支配下に置かれる法人をいい、「支配」とは、対象法人の取締役を選任する議決権を有する発行済株式の50%以上を直接又は間接に有していること又は実質的な経営上の決定ができる権利を直接又は間接に有していることを意味します。
3. 当社は、登録事業者の秘密情報を本サービスの運営、提供、メンテナンス、分析及び改善並びに本サービス又は新しい製品若しくはサービスの開発の目的のみに利用するとともに、登録事業者の書面による承諾なしに第三者に登録事業者の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
4. 前2項の定めに拘わらず、当社は、登録事業者の本サービスの利用に関連して、当社が取得した登録事業者に関する情報を、統計情報として利用し又は第三者に開示することができるものとします。
5. 第2項及び第3項の定めに拘わらず、当社又は登録事業者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならないものとします。
6. 登録事業者は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行うものとします。
7. 当社又は登録事業者は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければならないものとします。

第19条 有効期間

1. 利用契約は、登録事業者について第3条に基づく登録が完了した日に効力を生じ、登録事業者が本規約の定めに従い登録を取り消し若しくは当社に登録を取り消された日、本サービスの提供が終了した日又は利用契約に定める有効期間が満了した日のいずれか早い日まで、当社と登録事業者との間で有効に存続するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、利用契約に定める有効期間（利用契約に定める本サービスのトライアル期間及び本コンサルティングサービスに係る期間を含みます。）の満了日の1ヶ月前までに当社又は登録事業者のいずれからも更新を拒絶する旨の意思表示がない場合には、利用契約は有効期間の満了と同時にさらに当該有効期間と同期間（但し、トライアル期間及び本コンサルティングサービスに係る期間については1ヵ月間）自動的に同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第20条 本規約等の変更

1. 当社は、本サービスの機能追加、改善、仕様変更、その他本サービスの提供に必要な範囲において、内容を変更できるものとします。
2. 当社は、前項を達成するために必要な範囲に限り、本規約（当社ウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含みます。以下本項において同じ。）を変更できるものとします。当社は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに当社所定の方法（ウェブサイトへの掲載、電子メールでの通知など）で告知するものとします。告知された効力発生時期以降に登録事業者が本サービスを利用した場合には、登録事業者は、本規約の変更同意したものとみなします。

第21条 連絡/通知

本サービスに関する問い合わせその他登録事業者から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から登録事業者に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第22条 本規約の譲渡等

1. 登録事業者は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を第三者に譲渡（事業譲渡、会社分割その他態様の如何を問わないものとします。）した場合には、当該譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに登録事業者の登録情報その他の顧客情報を当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録事業者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

第23条 完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当社と登録事業者との完全な合意を構成し、本規約に含まれる事項に関する、書面、口頭その他いかなる方法による当社と登録事業者との事前の合意、表明及び了解（利用契約の成立前に当社と登録事業者との間で締結した秘密保持契約書その他の契約を含みますがこれに限られません。）にも優先します。

第24条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び登録事業者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第25条 存続規定

第5条第4項及び第5項、第6条第5項、第7条、第8条第2項、第3項、第5項及び第6項、第9条、第10条第2項、第11条第2項、第12条第3項、第13条、第14条第2項、第5項及び第6項、第15条から第17条まで、並びに第21条から第25条までの規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。但し、第17条（但し、第4項但書きを除きます。）については、利用契約終了後3年間に限り存続するものとします。

第26条 準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条 協議解決

当社及び登録事業者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

2025年7月15日改定